



～金銭の生前贈与のやり方～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続対策として生前贈与は有効な対策ですが、きちんとしたやり方をしておかなければ「贈与の事実を否認」されてしまうこともあります。例えば、毎年コツコツと生前贈与をしていたつもりが、実際に相続税の申告のときに、もらった人の財産でなく亡くなった人の相続財産であると税務署に判断されることがあります。これではせっかくの生前対策も意味がなくなってしまうかもしれません。生前贈与を行うときには次の点に注意することが必要です。

●贈与契約書を作る

贈与は、自分の財産を無償で相手に与える意思表示をし、相手を受諾することによって成立します。
贈与は口頭（口約束）でも成立しますが、贈与の成立を明確にするため、贈与契約書を作成しましょう。

●金銭の贈与は振込みで行う

銀行振込みをすると振込手数料がかかりますが、通帳に「いつ・誰が・誰に・いくら渡した」と印字してくれますので、わずかな手数料を惜しまずに銀行振込にしましょう。

●贈与を受けた人が通帳・印鑑も管理する

たとえ口座名義が贈与を受けた人の名義であっても、実際は、贈与者が管理（口座開設、預金、通帳・印鑑・キャッシュカードの保管）しているような場合は、名義預金（借名預金）として贈与者の財産（相続財産）と認定されてしまう事があります。贈与を受けた人自身がしっかり管理しなければいけません。

贈 与 契 約 書

贈与者 ●●●●（以下「甲」という）と受贈者 ◆◆◆◆（以下「乙」という）は、本日、以下の通り贈与契約を締結した。

第 1 条（贈与の合意）

甲は乙に対し、甲の所有する下記の財産を贈与することを約し、乙はこれを受諾した。

現金 1,000,000 円

第 2 条（振込）

甲は乙に対し、第 1 条記載の金銭を乙指定の下記口座に振込んで支払うものとする。

銀行名：●●銀行

支店名：〇〇支店

口座番号：1234567

口座名義：◆◆◆◆

上記のとおり契約が成立したので、契約書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

令和 2 年 月 日

贈与者 甲（住所）

（氏名）

⑨

受贈者 乙（住所）

（氏名）

⑨

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾 F P 事務所）
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp